

京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市公有財産条例及び物品条例（以下「条例」という。）第13条に規定する委員会として、京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、資産の有効活用に対する市民等からの提案内容について、京都市資産有効活用市民等提案制度実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に定める予備審査の結果に基づき、要綱第9条第2項による公募を実施する場合において、専門的な見地から、その募集要項及び応募者の提案内容の審査を行い、市有地の有効活用を行う事業者（以下「有効活用事業者」という。）を選定する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項に関する事項
- (2) 応募者からの提案内容の審査に関する事項
- (3) その他行財政局財政担当局長が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、常任委員と特別委員とする。
- 4 常任委員は、原則として要綱第9条第2項によるすべての公募の審議に加わるものとし、特別委員は、一つの提案に限り審議に加わるものとする。

(委員の任期)

- 第5条 条例第15条第1項に規定する常任委員の任期は、2年とする。ただし、新たに常任委員を選任するとき、常任委員を増員しようとするとき又は常任委員の欠員を補充しようとするときは、2年以内で市長が定める期間とする。
- 2 前項の規定に関わらず、特別委員にあっては、京都市が有効活用事業者を選定したときは解嘱されるものとする。
 - 3 委員と応募者の間に利害関係があると認めたときは、当該委員は審議に加わらないものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときは、市長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、第3条第2号にかかわる事項を審議する場合において、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行財政局資産活用推進室及び提案を受けた資産の所管局区等において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。